

S  
A A  
7

昭和六年二月

工業以外の職業に使用し得る  
児童の年齢問題

国立保健医学科学院



\*10012123\*

S  
A A  
7



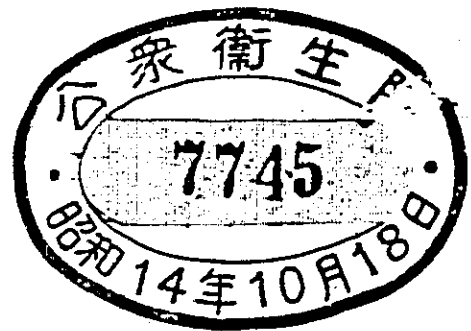
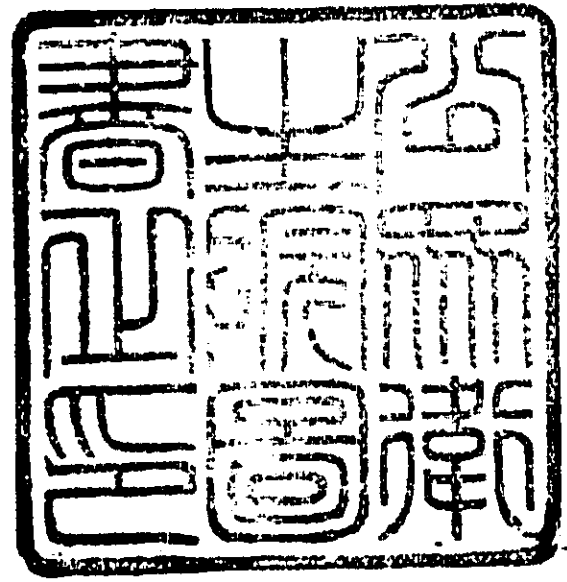
社  
會  
局

21 2 21日

川上理一氏

7745

S
Ⓐ
7



7745

### 凡 例

工業以外の職業に使用し得る児童の年齢問題は第十五回国際労働總會の會議事項の一となつてゐるので、國際労働事務局は總會に於ける討議の參考資料として各國に於ける本問題の狀況を調査したる報告書を總會に提出したが此の調査は各國に於ける本問題の現状を見るには極めて有益なる資料となるものである。仍つて茲に之を翻譯して印刷に付することとした。

昭和六年二月

社 會 局

# 工業以外の職業に使用し得る児童の年齢問題

## 目次

第一部 概論	一頁
第一章 職業	二
第二章 法令	二
國全體に適用する法律	三
命令	四
第三章 年齢に関する規定	一〇
一般職業	一〇
特別の職業	一三
商業、店舗及び事務所	一三
公衆娯樂業	一六

街頭商業……………二九

酒場其の他……………三六

雑 職 業……………四三

第四章 實 施……………四六

第二部 法令の概要……………四九

亞爾然丁……………五〇

濠 洲……………五三

塊 地 利……………五九

白 耳 義……………六二

「ボリツァ」……………六五

「ブラシル」……………六七

勃 牙 利……………七〇

加 奈 陀……………七二

智 利……………八七

「コロンビア」……………八九

「チッコスロヴァキア」……………九〇

丁 抹……………九二

「イングランド」及び「ウェールズ」……………九五

「エストニア」……………一〇〇

芬 蘭……………一〇一

佛 蘭 西……………一〇三

獨 逸……………一〇七

希 臘……………一一〇

「グアテマラ」……………一二二

洪 牙 利……………一二三

愛蘭自由國……………一二五

伊 太 利……………一二九

「ラトヴィア」……………一三三

「ルクセンブルグ」……………一三四

和 蘭……………一三四

諾威……………一六

「パナマ」……………一九

「ベルギー」……………一九

波蘭……………一三

葡萄牙……………一四

羅馬尼亞……………一六

南阿聯邦……………一六

西班牙……………一六

瑞典……………一四

瑞西……………一四

「ヴェネズエラ」……………一五

「ユーゴスラヴィア」……………一五

### 附 録

第一、北米合衆國に於ける工業以外の職業に關する州法律の概要……………一五

第二、表の概要……………一六

第三、工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢に關する法律の目録……………一七

# 工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題

## 第一部 概 論

### 第一章 職 業

各國の國內法が制限を設けてゐる「工業以外の職業」は、兒童勞働に關する限り、左の二種類に大別することを得る。

- (一) 一般職業即ち法律に特に明示してない職業
- (二) 特別の職業即ち危険なるか、不健康的なるか、道德若は教育を害する虞あるか又は其の他の理由に依り特別の取扱を受くる職業

之を例へば「イングランド」及び「ウエールズ」に於ては特別の職業は公衆娛樂業、街頭商業及び許可せられた構内の酒場に於ける勞働並びに地方當局が命令を以て指定せる其の他の勞働（例へば理髮店に於ける勞働）を包含して居り、夫れ以外のものは「一般職業」の題目の下に入るのである。この分類方法は、縱令特別の職業は國に依り同一でないにしても、一切の國に適用する。二三の國では一般

職業のみを規律してゐる。

次ぎの二種の職業は本報告書より省略しなければならなかつた。即ち徒弟労働及び家庭労働是れである。徒弟労働は別の調査の目的となり居り、且つ此處で取扱ふには餘りに特殊のものである上に、斯る労働は大部分は工業的である。家庭労働に關しては殆ど規律がないので此處に入れても有用ではなく、實際上家庭労働に關する法律は單に時間、夜業及び休憩時間に關するもののみで年齢に關するものはない。

## 第二章 法 令

工業以外の職業は工業的労働と同一の程度に於て規律されてないが、締盟國中には全體としては規律の必要ある大部分の職業を包含してゐる可成り多數の法律が存在してゐる。但しこれ等の法律には工業的法律に見られない或る種の統一の缺陷が存在してゐる。この缺陷は規律の方法、取扱ふ職業、所定の年齢限度及び児童を使用し得る條件に付て存在してゐる。これ等の差異は一部分は工業以外の職業の多種多様なることと一部分は國際労働機關の諸條約に依つて工業、農業及び海上労働に付て定めらるゝが如き確定的標準の缺けてゐることに歸する。法規それ自體は國全體に適用するものもあれば又法律に依つて付與された權限に基き市町村當局の行ふ地方的措置のこともある。

### 國全體に適用する法律

國全體に適用する制限は児童の使用若は福利に關する法律、教育に關する法律、工業に適用する法律又は警察法中に見出される。これ等の法律は主として三つの目的に向けられてゐる。即ち一定年齢以下の児童の使用を全然禁止すること、未だ在學中なるも自己に害なくして學校の時間外に一二時間労働を爲す能力ありと認めらるゝ児童（通常十二歳乃至十四歳）に付て制限的に使用することを許可すること、及び年少者を使用してはならぬと認めらるゝ特別の職業（例へば街頭商業又は酒精飲料の販賣の如き）に於て年少者（十四歳乃至十六歳又は十四歳乃至十八歳の）を使用することを禁止すること是れである（註）。

（註） 他の制限規定は通常或る夜間時間に於ける使用を禁止し且つ學校のある日に於ける學校時間外及び休日に児童を使用し得る時間数を制限してゐる。これ等の規定に付ては本書では觸れない。

斯くの如くにして三つの年齢制限が存するのであつて、その一は一定の年齢以下の児童は使用することを得ないといふ絶對的制限であり、その二は輕易労働を認めて居る制限であり、その三は年少者が望ましからざる職業より除外せらるゝ制限である。

年齢制限の外に通常或る條件を具備するに非ざれば児童を特別の職業に使用することを得ざること又時としては一般職業にも使用することを得ざることとしてゐる。斯る條件は多くは街頭商業及び公衆



娯樂業に關して存在してゐる。それは主として當該勞働に身體上適すること及び一定の教育程度に達せることに關し、その目的とする處は早期又は不適當なる使用を豫防し且つ兒童をしてその教育より充分なる利益を取得することを得しむるに在る。若干の國に於ては兩親の貧困なるが爲兒童を勞働せしむる必要あることを立證すべきものとさへしてゐる。

### 命 令

命令に依る規律は他の國よりも英吉利に於て一層發達してゐるように思はれる。斯る命令に關する規定は實際上、研究の對象となつた一切の英吉利法の中に存在してゐるが、他の國ではそれは比較的稀れである。英吉利の地方當局に依つて制定された命令に關する極めて完全なる情報は、英吉利内務省の援助に俟つたことを多とするものであるが、本書では充分に之を利用した。若しも事務局が他の國の市町村に於て兒童使用問題を取扱つた方法に付て事例を提供することを得たならば益する處があつたであらう。併し、幸にして之に關する基本的原則は何處でも同一であるので、英吉利の制度を詳細に考察すれば當を得たものと認め得る。

英吉利の一九一八年の教育法が學齡兒童使用の監督權を地方教育當局に移した際、内務大臣は、兒童の使用を規律する諸法律（註）の規定を説明し且つ命令問題全體を再審議するの望ましきことに付注意を喚起せる同章を發した。



（註）其の後一九二一年の教育法第八部に挿入せられた。

右の同章中に於て取扱はれた第一の點は使用兒童の適當なる監督である。右の同章は或る種の職業が大多數の兒童を使用する地域に於ける地方當局に對し、これ等の職業を明示し且つ監督官に利用せしむる爲十四歳未満の一切の使用兒童の姓名、住所及び年齢並びに其の使用時間を示せる帳簿を備付くことを使用者に要求する命令を制定すべきことを懲慥してゐる。又使用者に對し右の帳簿の寫しを責任ある當局に定期的に送付すべきことを懲慥してゐる。又明示するに適當なる職業の事例として左記のものを擧げてゐる。即ち牛乳又は新聞の販賣及び配達、店舗に於ける又は之に關聯せる兒童の使用並びに家庭に於て行はるゝ勞働の如き監督の特に困難なる場所に於て行はるゝ職業之れである。右の同章は又職業にしてその状態が特に有害なるものに於ては十四歳未満の兒童の使用を全然禁止すべきことを懲慥し、且つこれ等の職業の表を添附してゐる。

有害なる職業の禁止の外に、右の同章は、調査の結果虛弱なる兒童に害ある若干の職業が存すること明かなるが故に、明示せらるゝ有害なる職業に於ては學校醫が勞働に適當することを證明するに非されば如何なる兒童も使用し得ざるべきことを規定せる命令を可とすと指摘してゐる。學校時間後の使用に關しては、法律を以て十二歳以上の兒童に對し午後八時迄許容せらるゝ處なるが地方當局は之を制限し得るものなることを喚起し居り、且つ學校日に於ける學齡兒童の使用は多くとも二時

間に制限すべきことを勸告してゐる。

土曜日及び其の他の學校休日に於ける使用に關しては、各學齡兒童は少くともその休日の半分を休息及び静養の爲に留保して置き、尙ほ此の時間は兒童をして競技又は團體的の娛樂に他人と一緒にすることを得しむる様按配すべきである。學期の間の休暇に關しては、地方的條件に應じて適當に規律しなればならないが、原則として、恐らく大なる努力を伴はざるべき季節的職業に付ての外は、十二歳乃至十四歳の兒童を一日五時間以上使用することは望ましからずと思はれる。日曜日の使用は法律を以て二時間に限られてゐるが、命令を以て或る時間の間には於ける牛乳の販賣又は配達に制限するを可とするとしてゐる。

學校のある日に於ける朝の使用に關しては、地方當局が法律の規定に従つて命令を發するに非ざれば、この時間の勞働は學校が終る迄と同様禁止さるべきである。登校前に使用することの弊害に付ては幾多の證據がある。斯くの如く使用されるときは、兒童は屢々遅刻し、疲勞し、睡氣を催し、そして彼等の學業より利益を得ざらしめる。又時には彼等は、その勞働中に滞れても、登校する前衣服又は靴を取換へることも出来ない。又屢々彼等は朝飯を食べるのに充分なる時間を有たない。それ故に若しも學校の始まる前に使用することを許すとすれば、適當なる保護措置を講じなければならぬ。それには學校醫より登校前の使用は兒童の健康若は身體上の發達を阻害せざるか、又は彼をしてその教

育より適當なる利益を得ざらしむることなきことの證明書を得ることを一條件とすべきである。周到なる考慮を要する他の事項は使用を始め得る時刻である。又朝の使用を許容する命令を承認するに先ち、内務大臣は之が充分なる理由の存すること及び兒童の勞働條件に關し充分なる調査の爲されたことを確むべきであるとしてゐる。

十四歳未満の兒童の保護に關する他の法規は重荷を揚げ又は動かすこと並びに生命、健康及び教育に害ある勞働に従事することに關する。同章はこれ等の規定を充分に利用すること、當該官吏に健康を害するが如き方法に於て使用せらるゝ兒童に付注意することを訓令すべきこと及び不適當なる職業に兒童を使用することを禁止するの手段を執ることの重要なることに付注意を喚起してゐる。

街頭商業に關しては（法律は十四歳未満の兒童に對し禁止してゐるが）、同章は、地方當局は十六歳未満の少女に對し之を禁止することを得ること、少年の年齢を引上げ得ること及び十六歳未満の街頭商人に對し許可を受け且つ勞働中徽章を附くることを要求し得ることの事實に付注意を喚起してゐる。

又學校を卒業する兒童が直ちに街頭商業に従事することを阻止し且つ之に適當なる職業を見出すの機會を與へる爲、街頭商業に對する年齢を卒業年齢以上に定むることを得ることを指摘してゐる。若き人々に依る街頭商業の危険なることは周知の事實にして、この職業は嚴格に監督することを要するものの一つである。經驗の示す處に依れば、街頭商業の唯一の有効なる監督は許可及び徽章の制度に依



るべきこと明かであるとしてゐる。

命令の實施に關しては、内務大臣はその同章に於て、地方當局に對し兒童の使用を監督することを視學官に委嘱し且つ必要な場合には他の官吏の援助を求めしむること便利なるべしと懲慫してゐる。例へば警察官は街頭商人に關し協力することを得べく、店舗監督官(英吉利に於ては市町村當局に屬す)は店舗に於て使用せらるゝ兒童に關し協力することを得べく、他方家庭に於て工業的勞働を爲す兒童に關しては保健官に對し不法なる使用事件を地方當局に報告することを要求すべきであるとしてゐる。街頭商業に關する命令の實施に關聯して、同章は、地方當局に次ぎの問題に付特別の注意を喚起すべきことを勧告してゐる。即ち(一)街頭商人の爲に一層適當なる職業を見出し且つ彼等に斯る職業に就くことを奨勵すること及び(二)此の職業に従事する子供を擁護せんことを欲する社會事業家の奉仕を求むること是れであるとしてゐる。

明示せらるゝ職業及び登校前に使用せらるゝ兒童の監督に付ては、使用者に對し、兒童を雇入るゝ前に地方當局に届出づること、勞働手帳を發行すること及び勞働の場所に告知書を掲示することに依りて之を容易にし得られるであらうとしてゐる。

地方當局がその命令を制定する権限を利用した程度に關する最近發行の資料(註)に依れば、一九二四年に「イングラント」及び「ウェールズ」に於て關係ある地方當局三百七十七中十二を除く外は皆命令を

制定したこと及びこれ等十二の地方當局中僅かに五當局のみがその権限を行使せざることを確定的に決定したこと明かである。命令に依る規律が兒童の使用に及ぼす效果に關し内務省より諮問を受けた際、一切の地方當局は、法律及び命令の一般效果は十四歳未満の兒童の使用を著しく減少したことであつたといふことに意見一致した。例へば「ニューキャッスル、アボン、タイン」に於ては使用せらるゝ十四歳未満の少年及び少女の數は一九二一年に於ては夫れ夫れ一、五七八及び二五八であつたものが、一九二四年には二七五及び六二に下つた。「ポーツマウス」に於ては使用せらるゝ七歳乃至十四歳の學齡兒童數は一九一九年には一、五三八であつたが一九二四年には僅かに一七〇で、「カーデフ」に於ては使用せらるゝ數は大略二、〇〇〇より三〇四に下つた。内務省の集めた數字に依れば、「イングラント」及び「ウェールズ」を通じて使用せらるゝ兒童の數は非常に減少したことを示してゐる。

(註) Second Report on the Work of the Children's Branch. London, H.M. Stationary Office, July 1924

内務省の同章の勧告及び之に添附せらるゝ命令の模範例が如何なる程度に於て「イングラント」及び「ウェールズ」の地方當局に依つて受け容れられたかは何とも云へざるが、内務省に依り提供せられた一聯の命令(註)を審査すれば、是等の命令は模範例によく則つて居り、時にはそれ以上に及ぶものがあるものゝ如くである。

(註)「バーミンガム」、「プリストル」、「リットツ」、「レスター」、「リヴァプール」、倫敦、「ニーキヤッスル」、アボン、タイン」及び「ノッチングム」の命令

### 第三章 年齢に關する規定

既に述べた處に依り明かなるが如く工業以外の職業に使用し得る年齢に關する制限は二種類に分つてとが出来る。即ち一般職業に關する制限と街頭商業又は公衆娛樂業に關聯せる勞働の如き或る特別の職業に關するものと之れである。

#### 一般職業

一般職業に關する制限は十七ヶ國の法律中に存するが、その内十二ヶ國に於ては特に掲げられた職業に關する附加的制限が存する。一般及び特別の職業の双方を規律することは恐らく最も満足的な方法であらうが、一般職業に對する最低年齢制限の缺けて居ることは必ずしも法律が不完全なることを示すものではない。斯る制限の代りには特別の職業の包括的「リスト」又は學齡期間中一切の種類の勞働を間接に制限する學校法の嚴格なる實施を以て補ふことを得る。尙ほ又若干の國は「商業」に於ける勞働を禁じ、その語に依つて或は一般職業又は之に極めて近きものを意味するものとしてゐるようであ

る。この一般的制限に付ては詳細に説明する必要はない。その適用範圍は次ぎの表—それは又許容される例外及び特に規律さるゝ職業を示してゐる—より容易に知ることを得る。

第一表 一般職業ニ對スル最低年齢制限ヲ有スル國

國及法律	年齢	適用範圍	例外	別ニ規律セラルル特殊ノ職業(別ノ表參照)
亞爾然丁 一九二四年ノ婦人其ノ他ノ使用法、第一及第三條	十二	他人ノ爲ニスル一切ノ勞働	職業學校	商業、危險ナル興行物、街頭商業、酒場
埃地利 一九一八年ノ兒童勞働法第七條	十四	一切ノ正規ノ職業	容易ナル勞働(十歳)	公衆娛樂業、危險ナル興行物、街頭商業、酒場
白耳義 一九一九—一九二一年ノ婦人及兒童使用法第三條	十四	一切ノ職業	工業學校	興行物、危險ナル興行物、街頭商業、酒場
「ブラッセル」 一九二七年ノ未成年者法第一〇一條	十二	一切ノ職業	—	公衆娛樂業、危險ナル興業物、映畫製作所、街頭商業、道德ニ危險ナル職業

和	「ベ」 一九一八年ノ婦人及兒童使用法第一及第二條	十四	一切ノ職業ニ於ケル雇傭	教育程度ニ關スル試験及體格検査ヲ通過セル兒童ニ付テハ十二歳	公衆娛樂業、危險ナル興行物、街頭商業、車ノ操縦
波	憲法第一〇三條 關	十五	有給労働	—	不健康ナル労働、重荷ヲ揚クル労働
西	一九〇〇年ノ婦人及兒童使用法第一、第五及第八條	十	一切ノ労働	讀ミ且書クコトヲ得ル場合九歳、家族的企業	公衆娛樂業、危險ナル興行物、道德ニ危險ナル職業、酒場
瑞	一九二二年ノ労働保護法第一五條	十二	非工業的労働	—	—
智	一九二四年ノ雇傭契約法第二四及第二五條	十四	一切ノ種類ノ労働	學校ヲ卒業シタル場合明示セラルル労働ニ對シテ十歳	公衆娛樂業、商業、危險ナル興行物、酒場、道德ニ危險ナル場所ニ於ケル労働
「コロンビア」	一九一九年ノ教育法第七條	十四	親以外ノ者ニ依ル一切ノ職業	教育ノ完了シタル場合十歳	—
「チェッコスロヴァキア」	一九一九年ノ兒童労働法第二及第四條	十二	職業一般	訓練ノ爲ノ使用、臨時使用	公衆娛樂業、酒場
丁	一九二五年ノ兒童使用法第一條	十四	營利ノ爲行ハルル企業ニ於ケル労働	家族的企業、使走、職業學校	—
「イソグランド」及「ウェルズ」	一九二一年ノ教育法第九二條	十二	一切ノ職業	命令ニ依リ許可セラルル程度ニ於テ親ニ依ル使用	夜間ニ於ケル公衆娛樂業、危險ナル興行物、興行ノ爲年少者ヲ海外ニ送ルコト、街頭商業、酒場
「エストニア」	一九二〇年ノ學校法	十四	就學義務アル兒童ノ賃銀ノ爲ノ雇傭	—	—
洪	一九二八年ノ兒童利他ノ使用法第四條	十四	非工業的職業 (Gaworbo)	學校ヲ卒ヘタル場合十二歳	—
「ラトヴィア」	一九二二年ノ労働時間法第一〇條	十四	一切ノ職業	—	酒場
和	一九三〇年ニ改正セラレタル一九一九年ノ労働法第一及第九條	十四	一切ノ労働	—	危險ナル興行物、重荷ヲ揚クルコト、危險ナル又ハ不健康ナル労働

特別の職業

商業、店舗及び事務所

若干の國は「商業」に於ける使用を規律してゐるが、併し精確にその言葉を定義して居らない。それは常に店舗、事務所及び倉庫に於ける使用を包含するものと見るのが安全のようである。或る國に於ては、それは又旅館、料理店及び同様のものに於ける労働を包含するものとしてゐると共に、他方他の國に於ては、それは街頭商業及び興行物さへも包含してゐる。二三の國は、疑ある場合には、「商業」なる語の中には如何なる職業が入るかを決定することを権限ある大臣に委ねてゐる。

英吉利の法律は「商業」なる語を使用してゐないが、併し屢々店舗、事務所、倉庫及び商業的設備に

於ける勞働に關する規定を含んでゐる。但しこれ等の規定は最低年齢を規律するものは稀れであつて通常は十八歳未満の年少者の勞働時間及び夜業に關するものである。「イングランド」及び「ウェールズ」に於ては、店舗及び事務所に於ける十四歳未満の兒童の使用は他の一般職業と同様一九二一年の教育法の規定に従ふものであらう。他の國に於ても亦一般職業に關する規定は恐らく商業、店舗、事務所及び其の他特に掲げられざる職業に等しく適用するものであらう。

第二表 商業、店舗及事務所ニ於ケル使用ニ對スル最低年齢制限ヲ有スル國

國 及 法 律	年 齡	適 用 範 疇	例	外
亞 爾 然 丁 一九二四年ノ婦人其ノ他ノ使用法 第二條	十 四	公的又ハ私的ノ商業的設備	家族的企業	
西 洲 一九二一年法ノ第五條ニ依リ改正 セラレタル一九二〇年ノ工場法第 五三條	少年十四 少女十五	小賣店及倉庫		
白 耳 義 一九一九年ノ婦人其ノ他ノ使用法 第一九條及一九二一年ノ時間法	十 四	事務所、小賣店、被備者ノ勞働	家族的企業	
勃 利 一九一七年ノ勞働者ノ保健及安全 法第一條	十 二	商業的企業	初等教育ヲ卒ヘサル場合十四歳	



加 奈 陀 「アルバーター」 工場法(一九二六年)第一條 英領「コロンビア」 一九二四年ノ店舗規律法第三九 條 「マニトバ」 一九二四年ノ店舗規律法第二〇 條 「ニュー、ブランツイック」 一九二七年ノ學校法 「オンタリオ」 一九二七年ノ工場、店舗及事務所 建物法第二六條	十 五 十 四 十 四 十 三 十 四 十 四	店舗、事務所、事務所建物又ハ 倉庫 麵 麩 屋 一切ノ店舗、事務所 一切ノ商業的設備 一切ノ店舗 精神的努力ヲ主トスル勞働		
芬 蘭 一九一九年ノ商店員法第一及第四 條	十 四	店舗、商業的設備、事務所、倉 庫及其ノ附屬物		
佛 蘭 西 一九二八年六月三十日改正セラ レタル勞働法典第二卷第二、第三 及第四條 一九一三年六月二十一日ノ命令	十 三 少年十四 少女十六	商業的設備及附屬物 店舗ノ軒先ニ於ケル勞働	初等學校ヲ卒ヘタル兒童、家族的企業	
獨 逸 一九一三年ノ兒童勞働法第五及第 一三條	十 二	商 業	家族的企業ニ付テハ十歳	

希 一九一二年ノ婦人其ノ他ノ使用法 第一條	十 二	商業及販賣場所	學校ヲ卒ヘサル場合十四歳、家族的企業ニ付テハ十歳
「グ 一九二六年ノ勞働法第二三條 「グ 一九一六年ノ行政法典第一〇九五 條	十 五	商業的設備	教育的設備
波 一九二四年ノ婦人其ノ他ノ使用法 第五條	十 五	商業及事務所ニ於ケル有償勞働	—
羅 一九二八年ノ兒童其ノ他ノ使用法 第五條	十 四	商業的企業	家族的企業
瑞 「バーゼル」都市、「ジュネーヴ」、「グ ラルース」、「ニュー・シャテル」、「テ イチノ」ノ各州及「ローザンヌ」 「ユーゴスラヴィア」 一九二二年ノ勞働者保護法第一及 第二〇條	十 四	店舗及事務所 商業的企業	「ジュネーヴ」ニ於テハ十四歳未満ノ兒 童ハ一日三時間以内ニ於テ使用スルコ トヲ得 家族的企業

公衆娛樂業

二十三ヶ國の法律は劇場及び公衆娛樂業に留保されてゐる其の他の場所に於ける兒童又は年少者の使用を規律する規定を含んでゐる。その理由とする處は勞働の骨の折れる性質、必要な措置を講じな

れば教育を害するといふ確かさ、遅き時間に基因する健康上の危険の存在、道德上の危険の可能性、及び輕業其の他類似の興行物に付ては生命又は身體に對する危険の可能性等である。

可成り廣き適用範圍を有する初期の保護的措置の中には一八七九年の兒童に危険なる興行物に關する法律 (Children's Dangerous Performances Act) と題する英吉利法を擧げることが得るが、それは權限ある裁判所に於て危険なりと認めらるゝ興行物に於て十四歳未満の兒童を使用することを禁じてゐる。それはその後十年經つて一八八九年の兒童酷使豫防法 (Prevention of Cruelty to Children Act) に依つて模倣された。此の法律は公衆娛樂業に於ける七歳以上十歳未満の兒童の使用に對し微罪巡回裁判所 (Petty Sessions Court) (註) 又は學務局 (「スコットランド」) より許可證を得ることを要求せる規定を含んでゐる。それは各兒童に付別々の許可證を要求して居り且つ許可證を與ふる官憲の地域内に於てのみ有效である。此の法律の適用範圍はその後輕業師—此の職業に於ては年齢は少年については十六歳、少女については十八歳である—として訓練せらるゝ兒童 (兩親に依る場合を除く) を含ましむる爲擴張された。その後再び模範的許可證が作成され、その中には醫師の適性證明書及び年齢證明書を許可證を與ふる官憲に提出すること、興行中の休憩時間の設定、遅き時間に對する制限、女監督の任命及び特別の更衣室の設備等を含んでゐる。

(註) 一名又は二名以上の判事に依る法廷を隨時開き又は必要あるときは定期に開くことを要求すること得



一九〇三年に、午後九時以後兒童の一般使用を禁止する法案が上程された際、此の制限中に公衆娯樂業に使用せらるゝ兒童を含めしめんとする提案があつたが、劇場支配人は右は劇藝術に有害なることを指摘した。そして結局通過した時には、この法律は、適當なる許可證が地方當局より得られた場合には禁止された夜間時間に兒童を公衆娯樂業に使用することを得ることとした。「イングランド」及び「ウェールズ」に於ては、此の法律はその後一九二一年の教育法に依つて統一されたが、現在の處では十二歳未満の兒童を公衆娯樂業に使用することは絶対に禁じて居り、許可なくして學校時間外に十二歳以上十四歳未満の兒童を使用することを認めて居り、又禁止された時間外即ち午後八時後又は地方當局に於て定むるが如き一層早き時刻後に使用することに付許可を受くべきことを要求してゐる。又教會、學校又は慈善の爲催さるゝ興行物に於て面倒な制限なくして兒童を隨時使用することを得しむる例外が設けられて居り、他方危険なる興行物に付ては特別の規定が存在してゐる。

英帝國全體を通じて公衆娯樂業に於ける兒童の使用を規律する法律はこれ等の英吉利法の原則を模倣して居り、即ち原則として特定の年齢以下の兒童の使用は禁止せらるゝも、當該官憲より許可を得るときは、諸條件を遵守することを條件として或る年齢の間の兒童の使用を許される。

歐羅巴大陸及び南亞米利加に於ては、公衆娯樂業に對する許可制度は他の方向に發達し従つて稍々異なる結果に到達したように思はれる。危険なる興行物と危険ならざる興行物とに分つことは英吉利法

に於けると同様であるが、然し危険なる興行物に對する「訓練」に付ては何等掲ぐる處なく従つてそれが包含せらるゝや否や明かでない。法令の方針は歌劇及び抒情劇並びに舞踏界の人氣に依つて決定された。兒童の参加なければ、多くの古典的及び民衆的演劇の上演は不可能であらう(註一)。此の事情に應ずる爲め、一方には一定年齢以下の兒童を公衆娯樂業に於て使用することを禁ずると同時に他方には「藝術、科學又は教育の爲に」或る劇(註二)に對し例外を認めてゐる。使用の許可證は兒童の健康、道德及び教育を保護することを目的とする或る種の條件の下にのみ下附される(註三)。斯る許可證の下附は上級行政官廳に委せられる傾があるように思はれる(註四)。

(註一) 斯くして最近下院に依つて勞働法典を改正し且つ劇場及び巡回職業に使用せらるゝ兒童の爲に一層高き年齢制限を定むる法案の審査を委嘱せられた佛蘭西議會の委員會の報告中には、「オペラ、コミック」座の管理者が斯る法案の通過に依り生ずる不幸なる結果に言及し「オペラ、コミック」座の上演目録は主として、世界的に成功して居り且つ原作者に依つて書かれた「コーラス」を歌ふに十歳乃至十二歳の兒童の出演を必要とする「カルメン」、「マノン」、「ミニョン」其の他の如き劇より成つてゐるが故に、斯る兒童を如何にして取り替へることを得るか分らない。蓋し十五歳位の子供は聲變りをして居り歌劇には使用することを得なくなつてゐるからである」と述べてゐる處を引用してゐる。(Parliamentary Paper No. 358, Sénat, année 1920 : Annexe au procès-verbal de la séance du 20 juin 1920, Rapport par M. Vallier)

(註二) 劇の名は英吉利の許可證にも同様に示されてゐるが、その藝術的又は倫理的性質に付ては問題でない。

(註三) これ等の條件の多數の例は第二部の中に見出すことを得る。

(註四) 例へば佛蘭西に於ては巴里に付ては文部美術大臣に、又他の處では縣知事に申請することを要する。



佛蘭西に於ては興行物に児童を使用する爲の許可證の下附に付九歳の絶對的最低限度が存し、例外は認められてゐない。其の他の國では斯る絶對的の最低限度は必ずしも法律を以て規定されてゐない。伊太利に於ては歌劇及び抒情劇に児童を使用することに對し最低年齢は存しない。尤も他の種類の興行物に付ては可成り高き制限（十五歳）が設けられて居り且つ例外も認められてゐない。

絶對的年齢制限に對する反對論としては、それは將來舞臺に立つべき児童にして實際の舞臺上の經驗が出發點より望まじき者の職業教育を阻害するといふ議論がある。これに付ては既に引用した報告中には巴里「オペラ」座の管理者が次ぎの如く述べてゐる處を掲げてゐる。

「児童、少年又は少女は八歳乃至十二歳の時に「オペラ」座附屬の舞踏學校へ入學する。そこで彼等は少くとも十年間みづちり研究することを要する藝術に對し見習を始め。……「オペラ」座の舞臺に於て児童及び生徒を使用することは此の見習の最も重要な特徴の一つである。それは多くの劇に付一切の年齢の多數の者の出演を必要とする劇場に於て古くから行はれてゐる慣習であり、そして決して危険なる又は骨の折れる仕事を必要としない。」

英吉利、愛蘭自由國及び濠洲では、興行の爲一定年齢以下の児童又は年少者を國外に送ることを制限せる特別の法律を設けてゐる。英吉利の法律は、巴里の「ミニジック、ホール」に於て「ダンサー」として英吉利の児童を使用することが多くなつたのを阻止する爲、一九一三年に制限されたもので、それ

は、法律に定めらるゝ條件の下に警察官より許可を得るに非ざれば、興行の爲十六歳未満の年少者を國外に送ることを得ざることを規定してゐる（註）。一九三〇年に、その年齢は十八歳に引上げられた。

（註） 第二部「イギリス」及「ワニールス」の項参照

危険なる興行物に關する法律は、何等特殊の問題を提供してゐないが、多くの國に見出される。規律せらるゝ職業は、元より國に依つて多少異なるも、輕業、「サーカス」に於ける曲馬興行、野獸の見世物及び其の他健康、生命又は身體に危険なる興行物を包含してゐる。英吉利及び愛蘭自由國に於ては、危険なる興行物とその訓練との双方を包含してゐるが、児童又は年少者が當該目的の爲め適して居り且つその健康及び親切な取扱の爲に適當な設備が設けられてゐることを立證し得る場合に、斯る訓練を許可するの規定が設けられてゐる。児童の両親に依つて訓練される場合には許可を必要としない。既に述べた如く他の國に存する危険なる興行物に對する制限も亦訓練を包含するや否やに付ては確めることが出来なかつたが、併し英吉利に於ては既に一八七二年に法律を有效のものとするには訓練を包含せしむるの必要あることが認められた（註）。

（註） Keeling, Child Labour in the United Kingdom, London, P. S. King and Son, 1914 pp. 11—16.

危険なる興行物を規律せる大多數の國は十六歳の最低年齢を定めて居る。「ペルー」に於ては此の年齢は両親に依つて使用せらるゝ児童に付て十四歳に、佛蘭西及び「ブラジル」に於ては十二歳に引下

げられてゐる。

最後に映畫製作の爲の撮影場に於ける兒童の使用に付て考慮する必要がある。比較的最近に兒童使用職業中に加はつた此の職業が、古い形式の規律に依りて包含せらるゝか否かは権限ある國の裁判所のみが解決し得る問題である。英吉利の内務省は、「イングランド」の公衆娛樂業に於ける兒童の使用を規律する教育法の規定は「カメラ」前に於てする演出を包含しないことの意見を表明してゐる。佛蘭西に於ては、明かに勞働法典は此の職業を包含してゐない。さればこそ之を包含せしめんとする改正案を目下考慮中なのである。他方國際勞働機關の三締盟國（「ブラジル」、獨逸及び伊太利）は最近映畫撮影場に於ける兒童の使用に付いて特別の措置を執つた（註）。

（註） 國際勞働機關の締盟國以外に於ては「カリフォルニア」及び紐育の州法律が特に規律してゐる。

映畫撮影場に於ける勞働に關する一切の法律の特徴は、何れも使用を斷然禁ずる絶對的最低年齢を定めて居らないことである。實際上は通常兒童を使用することを得ざる最低年齢を定めてゐるが、保護の條件の下にその年齢を三歳に引下げる例外を許容して居り、他方三歳未満の兒童の使用に對し特別の條件を課してゐる。目下上院に提出中の佛蘭西の法案に於ては、正規の最低制限は九歳（現在公衆娛樂業に於けるが如く）とし、且つ何等の例外も許されない七歳の絶對的最低制限が設けらるゝことになつてゐる。

此の種の最近の法律は「ブラジル」に存する。これは正規の最低年齢を十八歳と定め、此の年齢以下の年少者を使用せんと欲するときは、先づ第一に年少者の両親又は後見人より書面に依る許可を得、それから権限ある行政官廳より特別の許可を得なければならぬ。三歳未満の幼兒を使用するの許可は藝術又は科學の爲必要であり且つ特別の保護措置を執りたる後のみ與へられる。獨逸の法律は之に極めて類似してゐる（註）。伊太利に於ても正規の年齢以下の兒童を使用する許可が與へらるゝに先ち特別の條件を具備することを要するとしてゐる。

（註） 第二部獨逸の項參照

之を要するに、締盟國の半数以上は公衆娛樂業に於ける使用に對し特別の取扱を必要とすることを認めてゐるといふことを云ふことが出来る。それは一般年齢制限を規定すると共に藝術若は科學の爲必要なることが認められたるとき又は英帝國に於ては此の條件を要せずして例外を許す形式を採つてゐる。大多數の法律は舞臺上に於けると舞臺外に於けるとの双方の勞働を包含し居るも、或るものは此の點に付て明瞭を缺いてゐるようである。英吉利の法律に於ては兒童をして通常の制限に従はずして臨時的の慈善興行に出演することを得しむる爲規定を設けてゐる。

殆ど一切の國に於て危険なる輕業及び類似の興行物に對し年齢を引上げてゐるが、二三の國は両親に依つて使用せらるゝ兒童に對し再び之を引下げてゐる。英吉利法に於ては、危険なる興行物に對する兒童の訓練も亦規律してゐる。僅かに三ヶ國のみが映畫撮影場に於ける勞働に付特別の規定を設けてゐるが而かもその何れも未だ絶對的年齢制限を設けてゐない。そして何れも正規の年齢以下の兒童の使

用に對し嚴格なる許可規定を設けて居り且つ二ヶ國に於ては三歳未満の幼兒に對し特別の規定を設けてゐる。

第三表 公衆娛樂業ニ使用シ得ル年齢ヲ規律セル特別規定ヲ有スル國

國 及 法 令	職 業	年 齡 制 限		許 可 ノ 條 件
		之レ以下ノ者 ルハ使用シ得サ	之レ以上ノ者 用シ得ル其ノ便ハ	
亞 婦人其ノ他ノ使用法(一九二四年)	危険ナル藝當(第二二條)	十	八	
濠 「ニューサウス、ウェールズ」 「ニュージーランド」 兒童福利法(一九二三年)	許可セラレタル構内ノ公衆娛樂業ニ於テ 出演シ又ハ物ヲ販賣スルコト (第四二條) 危険ナル興行物(第四一條)	十	七 四	保健及親切ナル取扱ノ爲ノ 適當ナル設備ヲ爲スコトヲ 要ス
南 「クイーンズランド」 州兒童法(一九一一—一九二八年)	公衆娛樂業ニ關聯セル勞働(一九一一年 法第六七條B(三))	十	七	年齢證明書ヲ提出スルコト ヲ要ス、十四歳未満ノ者ニ 付テハ在學證明書ヲ要シ且 休暇中ノ勞働ノミ許サル
西 兒童福利法(一九〇七—一九二七年)	公衆娛樂場ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣 曲藝場又ハ危険ナル興行物	十	四	
南 兒童保護法(一九一九年、一 九一八年改正)	公衆娛樂業ニ於ケル又ハ之ニ關聯セル勞 働(第一〇條A)及第三條)	十	三	
洲 危險ナル曲藝場又ハ輕業興行(第一四四條)	危險ナル曲藝場又ハ輕業興行(第一四四條)	十	六	
地 勞働法(一九一八年)、例外ニ關 スル一九二〇年五月二十日ノ命 令、俳優法(一九二二年) 一九二〇年五月二十日ノ命令	公衆娛樂業、俳優トシテ又ハ其ノ他ノ資 格ニ於テ(第一二條) 曲藝場又ハ同様ノ場所ニ於ケル輕業又ハ 危険ナル藝當	十	四	藝術、科學又ハ教育ノ爲ノ ミ與ヘラル、學校長及親ノ ハ後見人(俳優法ニ依リ)ノ 同意ヲ必要トス
耳 一九二七年四月二十七日ノ命令 一九二七年五月二十六日ノ法律	劇場「ミニッツク、ホール」其ノ他、出 演又ハ物ノ販賣(第二及第三條) 曲藝師及危険ナル興行物(第一條) 輕業師其ノ他、親ノ同意ナキトキ(第二 條) 同上、親ノ同意アルトキ又親カ使用者ナ ルトキ(第二條)	十 十 十	十 八 八	劇場ニ對シテノミ與ヘラル 道德ニ危險ナルコトヲ得ル
「ボ 一九二九年九月二十一日ノ最高 命令ニ依ル規則	劇場又ハ公衆娛樂業(第一六條)	十	六	
「フ 未成年者法典(一九二七年)	興行物、出演又ハ其ノ他ノ勞働(第一一 一條) 映畫製作所(第二二八條) 「カネー、コンサーツ」又ハ居酒屋(第一 一一條) 危険ナル力業(第一一三條) 輕業及同様ノ職業、使用者カ親ニ非サル 場合(第一一三條) 同上、使用者カ親ノ場合(第一一三條)	十 十 十 二十 二十	十 十 十 十六 十六	明示セラルル劇ニ對シテノ ミ、親ノ同意ヲ要ス、時間、 健康、道德ニ關スル條件ヲ 遵守スルコトヲ要ス
勃 勞働者ノ保健及安全法(一九一 七年)	寄席興業(第一五條)	十	八	

加 「アルバータ」 児童保護法（一九二二年）	「マニトバ」 児童福利法（一九二四年、 一九二八年改正）	「オンタリオ」 児童保護法（一九二七年）	「サスカッチワン」 児童福利法（一九二七年）	智 雇傭契約法（一九二四年） 未成年者保護法（一九二八年）	「チエッコスロヴァキア」 児童労働法（一九一九年）	「イングランド」及「ウェールズ」 教育法（一九二一年）	児童危険興行物法（一八七九— 一八九七年）
曲藝場又ハ娛樂場所ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣	一切ノ公衆ノ集マル場所ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣（第一七六條(b)） 公衆カ入場料ヲ拂ヒテ入場スル場所ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣（第一七六條(d)）	一切ノ公衆ノ集マル場所ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣 公衆カ入場料ヲ拂ヒテ入場スル場所ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣（第一六條(二)）	公衆ノ集マル場所ニ於ケル出演又ハ興行場ニ於ケル物ノ販賣（第五一條）	興行物其ノ他ニ於ケル使用（第三四條） 輕業興行（第三一條）	公衆娛樂業（第八條）	公衆娛樂業、口中ニ於ケル出演又ハ物ノ販賣（第一〇六條(1)(b)） 同上、禁止セラレタル夜間中輕業師トシテノ又ハ一切ノ危険ナル興行物ノ爲ノ訓練（第一〇〇條(1)(c)）	公衆娛樂業ニ於テ出演スル爲海外ニ送ルコト（第一條）
十	十 八	十 六	十 六	十 六	十 二	十 二	十 八
十	十 八	十 六	十 六	十 四	十 六	十 二	十 八
健康及親切ナル取扱ヲ確保スル設備	身體上適セルコト並健康及親切ナル取扱ヲ確保スル施設	身體上適セルコト並健康及親切ナル取扱ヲ確保スル施設	健康及親切ナル取扱ヲ確保スル施設	特別ナル出演ノミニ對シ	訓練、教育、藝術又ハ科學ノ爲且教育ヲ確保スルノ條件	身體上ノ適性、健康及親切ナル取扱ヲ確保スルコト	親ノ同意ヲ必要トス、個々ノ體上ノ適性及親切ナル取扱ヲ確保スルコトヲ條件トス

佛 勞働法典第二卷 西	獨 児童労働法（一九〇三年） 聯邦法（一九二五年七月三十一日）	希 婦人其ノ他使用法（一九二二年）	愛 僱自由 児童酷使豫防法（一九〇四年） 児童危険興行物法（一八七九— 一八九七年） 児童（海外使用）法（一九一三年）	伊 母性及児童福利法（一九二五年）
公衆娛樂業ニ於テ出演スル爲海外ニ送ルコト（第一條）	劇場「カフェー、コンサーツ」其ノ他ニ於ケル俳優其ノ他（第五〇條） 危険ナル血闘（第六〇條） 輕業及同様ノ興行、使用者カ親ニ非サル場合（第六〇條） 同上、使用者カ親ノ場合（第六〇條）	劇場及同様ノ興行物（第一一條）	公衆娛樂業（第二條(c)） 輕業師トシテ又ハ危険ナル興行物ノ爲ノ訓練（第二條(d)） 危険ナル興行物ニ出演スルコト（第一二條） 興行ノ爲児童ヲ海外ニ送ルコト（第一條）	寄席及同様ノ娛樂業（歌劇又ハ悲劇ニ非サルモノ）（第二一條）
九 二	十 二	十 四	十 六 十 八 十 四	十 五
十 二	十 六 十 六 十 六	十 四	十 六 十 六 十 六	十 一
健康、教育、道徳、監督ニ關スル條件ヲ遵守シ且児童ノ金錢的利益ヲ保護スルコト	藝術又ハ科學ノ爲ノミニ 道徳上、教育上及身體上ノ福利ヲ確保スルノ條件 三歳未満ノ児童ニ對シ、藝術又ハ科學ノ爲且安全及監督ノ措置	藝術ノ爲ノミニ	健康、身體上ノ適性及親切ナル取扱ヲ確保スルコト	許可ヲ必要トセサルモ公衆娛樂業ニ於テ使用セララル



和 一九二〇年八月二十日ノ命令	危險ナル藝當又ハ興行物(第二條)	十 八	十 八	十 六	未成年者ハ年齡證明書ヲ提出スルコトヲ要ス
諸 一般刑法々典(一九〇二年)	公衆娛樂業(第三八一―四條) 危險ナル藝當(第三八一―五條)	十 八	十 六	十 六	健康、力及道德ヲ保護スルコト、親ノ同意ヲ要ス、教育的映畫ニ付テハノミ與ヘラル
「ハ」 婦人其ノ他ノ使用法(一九一八年)	公衆娛樂業、俳優トシテ(第一三條)	十 六	十 四	十 四	特殊ノ興行物ニ付且補役トシテノミ、午後十一時後ヨリ使用スルコトヲ得ス、年齢證明書ヲ提出スルコトヲ要ス
葡 婦人其ノ他ノ使用命令(一九二七年)	體操又ハ輕業	十 六	十 六	十 六	
南 兒童福利保護法(一九一三年)	公衆娛樂業ニ於ケル出演	十 六	十 四	十 四	身體上ノ適性ヲ確保シ、危險ニ對シ保護シ且親切ナル取扱ヲ確保スルコト
西 兒童其ノ他使用法(一九〇〇年)	公衆娛樂業ニ於ケル使用(第六條) 輕業興行(第六條)	十 六	十 六	十 六	劇ノ性質及兒童ノ福利ヲ考慮スヘキコト

瑞 「ジエネーヴ」州 「サン、ガール」州 「チネーリッヒ」、「ツーク」、「バーゼル」都市、「サン、ガール」ノ各州 「ルユースセルメ」、「フリブルグ」及「ヴァレイ」ノ各州	公衆娛樂業 見世物又ハ市ノ見世物 映畫撮影場ニ於テ	十 二	十 八	十 四	映畫製作所ニ於ケル使用(第一六條)、及刑法々典(第八四一條)
	同上	十 六	十 六	十 六	

街頭商業

兒童特に少女を街頭商業に使用することを許容する結果として生ずる弊害は久しき以前より爲政者及び慈善家の注意を惹いてゐた。既に一八二六年に「グラスゴウ」の爲政者達は「街頭に於て物を販賣することは男女年少者に對し不善の練習所である」といふ意見を表明し、その後半世紀して倫敦其他の場所に於ける兒童の街頭商人の悲惨なる状態が屢々論評された。一八八四年に、兒童酷使豫防協會が倫敦に設立されたとき、街頭商業は協會が處理しなければならなかつた處の最も困難なるもの一つであつた。一九〇九年には、調査を爲す爲部委員會が任命された。委員會は街頭商業を以て「兒童の「エネルギー」の不經濟なる使用」であるとして、この職業は十七歳未満の少年及び十八歳未満の少女に對しては禁止すべきであると勸告してゐる(註)。

(註) 國際勞働事務局が知る限り、街頭商業に於ける兒童の使用は英帝國及び北米合衆國に於てのみ有用なる規模の下に調査

が行はれた如くである。併し乍ら、此の問題は他の國では存在しないとか又は一層鋭くなき形式に於て存在するとか考ふる正當なる理由が存しない。

十九世紀の末葉中に英吉利に於て街頭商人の地位を改善する爲全國的法律及び市町村條例に依つて不  
斷の努力が行はれた。併し乍ら、從來の努力に基いて大なる進歩の行はれたのは工業以外に於ける兒童  
の使用を一般的に規律する爲一九〇三年に兒童使用法が通過した時である。此の法律は兒童に依る街  
頭商業に關する規定を包含して居り、それは十一歳未満の兒童を街頭商業に使用することを斷然禁止  
し又地方當局に年齢、許可、徽章其の他に關する諸條件を課する權限を附與した。「街頭商業」とは新聞、  
「マッチ」、花及び其の他の物を呼賣りする職業、營利の爲め奏し、歌ひ又は演ずる職業、靴磨き並びに  
街頭又は公衆の集まる場所に於て行はるゝ其の他同様の職業（註）を云ふものと定義されてゐる。此  
の法律は「イングランド」、「ウェールズ」、「スコットランド」及び愛蘭に適用した。一九〇八年に、「街  
頭商業」の定義は、十四歳未満の兒童が新聞を賣る爲酒場及び飲食店に入ることと防止する爲一條項  
を設けた兒童法に依つて擴張されたが、此の規定は若干の地方當局に依つて其の命令を以て採擇され  
た。一九二一年に、教育法は、「イングランド」及び「ウェールズ」に關し、工業以外に於ける兒童の使  
用に關する諸法律の規定を統一し且つ街頭商業に關する最低年齢を十一歳より十四歳に引上げた。「ス  
コットランド」に關しては、法律の規定は既に一九一八年の教育法に依りて改正せられ、街頭商業に關す

る最低年齢は少年及び少女の双方に對し十七歳に引上げられた。愛蘭自由國に於ては、年齢は、「ダブ  
リン」では十四歳其の他の處では十一歳であるが、命令を以て引上ぐることを得ることになつてゐる。

（註）英國上院は、その後の特別の調査の結果「停車場に於ける朦朧者」(Station Luggage)の職業が子供の從事し得る街頭商業  
中最も悪き形式の一つであることが明かとなれるにも拘はらず、「荷物を運搬し又は使ひをすることを強請する」なる語を定  
義中より除外した (Cf. Keeling, *op. cit.*, p. 23)

英領に於ける法制は英本國に於けると同一の方向に進んだように思はれる。併し乍ら、若干の英領の  
法律は尙ほ英吉利法制の初期の形態に屬し、兒童を街頭商業に従事せしめ又は従事することを許容せ  
る者に對し罰金を規定するも、絶對的禁止を包含してゐない。

歐羅巴大陸に於ける法律は、英吉利、及び北米合衆國を附加することを得るの法律の多いのに比較し  
て、驚くべき貧弱である。それは、「アングロ、サクソン」諸國に於ても然らであるからとて、一般職業  
を規律する法律が又街頭商業にも適用するといふ事實を以てしては充分に説明することを得ない。加  
之、一般職業に對する最低年齢は殆ど到る處街頭商人に對し通常定めらるゝ處よりも以下である。

それにも拘はらず街頭商業に關する最も古き法律は大陸に於て制定され、即ち一八七〇年六月十八日  
の「ルクセンブルグ」の法律（尙ほ實施されてゐるが）は十四歳未満の一切の街頭商人に對し許可を  
受くることを要求し、且つ絶對的必要の場合に於てのみ斯る許可を與ふことを認めてゐる。此の法律  
が如何に實施せられ且つ其の實施上如何なる困難に直面したるやに付ては云ふことを得ざるも、その